

個人住民税特別徴収 完全実施プラン

平成 2 6 年 3 月

愛媛県・全市町

目 次

ページ

1	個人住民税の特別徴収推進の背景	1
(1)	個人住民税の特別徴収	1
(2)	個人住民税の滞納繰越額	1
(3)	個人住民税徴収確保プロジェクト	2
(4)	全市町一斉による特別徴収の完全実施	2
(5)	「個人住民税特別徴収 完全実施プラン」の策定	2
2	取組の基本方針	3
(1)	全市町一斉による特別徴収完全実施に向けた取組	3
①	完全実施年度	3
②	対象とする事業者	3
③	全県的な取組	3
(2)	具体的な取組内容	3
①	広報活動	3
②	関係団体や未実施事業者に対する要請活動	4
③	説明会	5
④	その他	5
(3)	取組による効果	6
①	法令遵守の徹底	6
②	納税者の利便性向上と公平性確保	6
③	滞納の未然防止による徴収確保	7
④	取組実施による徴収効果試算	7
3	参考資料	8
資料1	個人住民税特別徴収の完全実施に向けた取組スケジュール	8
資料2	広報用資材	9
資料3	個人住民税特別徴収にかかる関係指標	17
資料4	関係法令	20

1 個人住民税の特別徴収推進の背景

(1) 個人住民税の特別徴収

給与所得者にかかる個人住民税については、原則として所得税の源泉徴収義務のある事業者は、地方税法第321条の4及び市町条例の規定により、個人住民税の「特別徴収（給与天引き）」が義務付けられているが、県内の給与所得者の約3割が特別徴収されておらず、給与所得者自らが納付書で直接納める「普通徴収」により納税されている。

● 市町別の特別徴収実施率（給与所得者ベース） （単位：人、％）

年 度	給与所得者数 (A)	給与所得者のうち 特別徴収給与所得者数 (B)	給与所得者のうち 普通徴収給与所得者数 (A-B)	実 施 率 (B/A)
24年度	465,193	331,201	133,992	71.20
21年度	475,233	315,336	159,897	66.35

出典：課税状況調

● 市町別の特別徴収実施率（事業者ベース） （単位：者、％）

年 度	事 業 者 数 (A)	特 別 徴 収 実 施 事 業 者 数 (B)	特 別 徴 収 未 実 施 事 業 者 数 (A-B)	実 施 率 (B/A)
24年度	78,565	36,301	42,264	46.21
21年度	90,928	31,247	59,681	34.36

出典：各市町からの報告数値

(2) 個人住民税の滞納繰越額

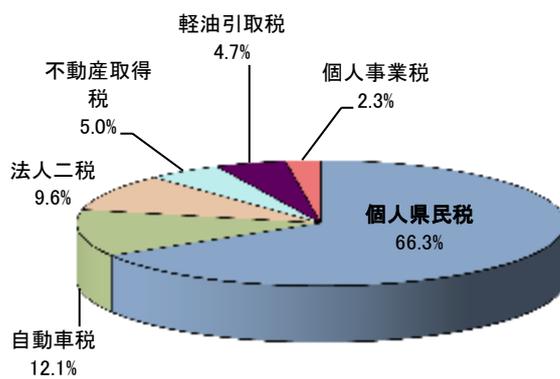
個人住民税が平成19年度に国税から地方税に税源移譲され、本県においても、個人住民税（県民税・市町村民税）の滞納繰越額は年々増加することとなった。県・市町の徴収努力の成果もあって個人住民税の滞納繰越額は平成23年度から減少に転じたものの、平成24年度の滞納繰越額全体のうち、県税では66%、市町村民税では40%を占める状況となっている。

● 滞納繰越額の推移 （単位：百万円）

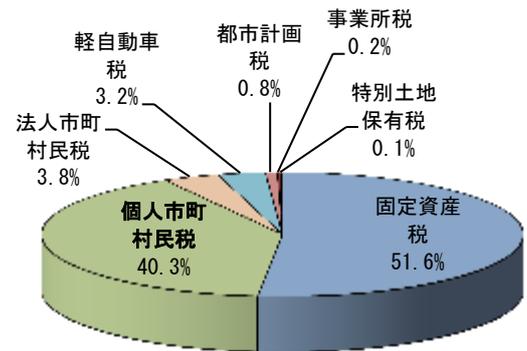
年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
個人県民税	1,537	1,989	2,516	2,783	2,820	2,649	2,468
個人市町村民税	3,484	3,350	3,758	4,164	4,441	4,300	3,943

出典：〔個人県民税〕愛媛県税務課調、〔個人市町村民税〕愛媛県市町振興課調

滞納繰越額の内訳（合計）（平成 24 年度）



県 税



市町村税

（3）個人住民税徴収確保プロジェクト

個人住民税の徴収確保対策として、滞納の未然防止を図る観点から、給与所得者の個人住民税について普通徴収から特別徴収への切替を促進する「個人住民税徴収確保プロジェクト」（平成 22 年度は「個人県民税徴収確保 10,000 人プロジェクト」）を実施し、このプロジェクト（平成 22 年度から 24 年度まで）の取組により普通徴収から特別徴収に切り替えた事業者数は 9,958 事業者、従業員数は 36,616 人となった。

（4）全市町一斉による特別徴収の完全実施

特別徴収の実施は増加傾向にあるものの、未だ実施が徹底されておらず、県や市町独自の取組には限界があることから、法令上の問題改善はもとより、さらなる個人住民税の徴収率向上を図るためにも県下で一体となった特別徴収徹底の取組が必要となってきた。

こうした状況を背景にして、平成 24 年度、県と市町の新たな連携施策として、全県的な特別徴収の完全実施に向けて「個人住民税徴収確保促進ワーキンググループ」を設置し、県と全市町が検討を重ねてきた。

ワーキンググループの検討結果を踏まえ、平成 25 年 2 月 18 日開催の「愛媛県・市町連携推進本部平成 24 年度第 2 回会議」において、「平成 27 年度から個人住民税の特別徴収を全市町一斉に完全実施する」ことが決定された。

○ 個人住民税徴収確保促進ワーキンググループ

構成	市町：各市町個人住民税担当課長
	県：各地方局担当課長、各支局税務室長
	市町振興課長、税務課長

第 1 回会議 平成 24 年 9 月 14 日（金）

第 2 回会議 平成 24 年 11 月 7 日（水）

第 3 回会議 平成 24 年 12 月 26 日（水）

(5) 「個人住民税特別徴収 完全実施プラン」の策定

これらの状況を踏まえて、全県的かつ効果的に特別徴収の完全実施を進めていくため、ワーキンググループにおいて検討を行い「**個人住民税特別徴収 完全実施プラン**」を策定した。

今後、県と各市町がこのプランにより取組を強化し、法令遵守の徹底や納税者の利便性向上・公平性確保を図り、個人住民税の徴収確保を目指すものである。

- 個人住民税徴収確保ワーキンググループ
第1回会議 平成26年3月18日(火)

2 取組の基本方針

(1) 全市町一斉による特別徴収完全実施に向けた取組

法令遵守の徹底や納税者の利便性向上・公平性確保を図り、個人住民税の徴収確保を目指すために、県と全市町が連携して「個人住民税特別徴収の全市町一斉完全実施」に向け、取組を強化することとする。

① 完全実施年度

平成27年度から

② 対象とする事業者

常時2人以下の家事使用人のみを雇用している事業者以外は、すべて特別徴収義務者として実施対象とする。(所得税法の対象と同じ)

③ 全県的な取組

一つの事業者の従業員の居住市町が2以上の市町にまたがり、複数市町の特別徴収義務者になることが多いため、市・町単独で特別徴収未実施事業者に対して働きかけるには限界があることから、広域的な取組が必要であり、県と県内全市町が連携し特別徴収の完全実施に向けて、一斉に取り組むものである。

(2) 具体的な取組内容

① 広報活動

i) 啓発リーフレット、ポスター等の作成

事業者へ特別徴収制度を周知するとともに、特別徴収の完全実施に向けてPRするため啓発リーフレット、ポスター等を作成する。

- 広報用資材作成チームにおいて検討の上、県(本庁)が共通のリーフレット、ポスター、スイングポップを作成し、関係機関へ配布する。(リーフレット・ポスター5~6月、スイングポップ10月)
- 市町においても、必要に応じ独自のリーフレット等を作成し配布する。(随時)
- 市町は、事業者へ文書等を発送する際には啓発リーフレットを同封する。

ii) ホームページへの掲載

県・各市町のホームページにより、平成27年度からの個人住民税特別徴収の完全実施について広報する。

- ホームページには、「個人住民税特別徴収完全実施プラン」、「特別徴収マニュアル」、「特別徴収に関するQ&A」のほか、特別徴収未実施事業者に対するお知らせや特別徴収に関する手続等を掲載する。(随時)

iii) 広報紙への掲載

県・各市町の広報紙により、平成27年度からの個人住民税特別徴収の完全実施について広報する。

- 県(本庁)及び各市町ともに実施予告周知文書、実施予告通知書、給与支払報告書等の発送時期にあわせて広報紙に掲載する。(8月頃、11月頃、1月頃など)

iv) テレビ・ラジオ等(広報番組)でのPR

テレビ・ラジオ等の広報番組により、平成27年度からの個人住民税特別徴収の完全実施について広報する。

- 県(本庁)は、テレビ・ラジオ等の県政広報番組でPRする。(7~8月頃、27年4~5月頃)
- 市町は、地上波・CATVにおいて市町の広報枠があるなど実施可能な場合には、市町政広報番組においてPRする。(実施可能な時期)

v) 記者クラブへの情報提供

平成27年度からの個人住民税特別徴収の完全実施について記者クラブへ情報提供する。

- 県(本庁)は、平成27年度からの個人住民税特別徴収の完全実施に関する情報を作成し、県の記者クラブに提供する。(7~8月頃、27年4~5月頃)

② 関係団体や未実施事業者に対する要請活動

i) 関係団体に対する制度周知及び協力要請

関係団体に対して、特別徴収制度の周知や完全実施に向けた協力要請を行う。

[主な関係団体として、商工会議所(連合会)、商工会(連合会)、法人会(連合会)、税理士会、医師会など]

- 県(本庁)は、県組織の関係団体を訪問し協力を求めるほか、団体の総会等の場で説明を行うなどして、会員への周知を図る。(4~7月頃)
また、各地方局と管内市町は、管内組織の関係団体を訪問し協力を求める。(8~11月頃)

- ・ 機関紙や研修会等での制度周知を依頼する。
- ・ リーフレットの配布とポスター掲示を依頼する。
- ・ 団体ごとの未実施事業者数や未実施割合が算出できるものについては、その数値を示して特別徴収実施の助言・指導を依頼する。

- 必要に応じ、県（本庁）及び市町の関係団体の所管部局へもそれぞれが協力を依頼する。
 - 各地方局と管内市町は、税理士や公認会計士の事務所に対し、税申告業務等で関与する未実施事業者の特別徴収への切替指導を強く要請する。
- ii) **未実施事業者に対する制度周知及び個別要請**
- 特別徴収の未実施事業者に対して、特別徴収完全実施の周知文書を送付するとともに、各地方局と管内市町の職員が共同で個別訪問を実施する。
- 各地方局と管内市町の連名により、特別徴収の実施予告周知文書を送付する。（7～8月頃）
 - 各地方局と管内市町は、訪問先や訪問方法（事前連絡）等について協議の上、未実施事業者の個別訪問を実施する。（8～12月頃）
なお、必要に応じて訪問済みの事業者に対しても再度個別訪問を実施するとともに、特別徴収未実施の税理士・会計士事務所に対しては、特に重点的に指導する。

③ 説明会

i) 年末調整説明会

- 税務署が行う年末調整説明会において、地方局と市町の職員が特別徴収制度を周知し、特別徴収の完全実施を呼びかける。
- 税務署が実施する年末調整説明会に地方局と市町が参加し、リーフレット、特別徴収マニュアル、特別徴収に関するQ&A等を配布し制度を説明する。（11月）
 - ・ 特別徴収制度の概要、完全実施の取組の説明
 - ・ 具体的な事務手続（給与報告、税額通知、納付、異動届等）の説明

ii) その他説明会

- 各地域の実情に応じ、地方局と市町の職員が、特別徴収の完全実施に向けた事業者向けの説明会を実施する。
- 地方局と市町が関係団体の協力を得るなどして、関係団体主催研修会等でリーフレット、特別徴収マニュアル、特別徴収に関するQ&A等を配布し制度を説明する。（8～12月）
 - ・ 特別徴収制度の概要、完全実施の取組の説明
 - ・ 具体的な事務手続（給与報告、税額通知、納付、異動届等）の説明

④ その他

i) 実施予告通知書等の送付

- 平成27年度に新たに特別徴収の対象となる事業者の事務が円滑に行えるよう実施予告通知書等を送付する。
- 各市町は、特別徴収の未実施事業者に対して、平成27年度から特別徴収に強制的に切替える旨の実施予告通知書を送付する。（11～12月）
 - 平成27年度個人住民税の税額通知においては、特別徴収に切替えた旨を通知する。（実施通知）（27年5月）

ii) 公共調達等入札参加資格への要件化

実施可能な市町は、公共調達等の入札参加資格において「個人住民税特別徴収の実施」を要件化し、特別徴収の完全実施の徹底を図る。(平成26年度中)

iii) 切替拒否事業者への対応

地方局と市町は、特別徴収への切替を拒否する事業者に対して、特別徴収は法令に定める義務であり、実施後(特別徴収税額の通知後)に納付がなければ、給与から天引きしているかどうかにかかわらず滞納処分(差押等)を実施することになる旨を説明し理解を求める。(随時)

iv) ワーキンググループ会議

個人住民税徴収確保促進ワーキンググループ会議については、特別徴収完全実施に向けた市町間の情報共有や調整等が必要な重要事項を協議するため、年2回程度開催する。(6月頃、12月頃を想定)

v) 推進チーム会議

個人住民税特別徴収推進チーム会議については、特別徴収完全実施に向けた具体的な取組を進めていく上で市町間の実務的協議が必要な場合に開催する。(随時)

(3) 取組による効果

① 法令遵守の徹底

給与所得者の個人住民税については、地方税法第321条の3の規定により、市町村は法令等に定める例外を除いて、特別徴収の方法により徴収することとされている。

また、地方税法第321条の4の規定により、給与支払者である事業者(特別徴収義務者)のうち所得税法第183条の規定による所得税の源泉徴収義務のある者を、県内市町の条例により特別徴収義務者として包括的に指定している。

しかしながら、市町村においては、本県のみならず全国的な問題として、本来特別徴収をすべき事業者(給与支払者)に対して普通徴収を容認してきた経緯がある。

このため、特別徴収への切替に応じない事業者に対しても、全県的に法令遵守の徹底を図っていくものとする。

② 納税者の利便性向上と公平性確保

- ・ 普通徴収の納期が年4回(市町により異なる)であるのに対して特別徴収は年12回であるため、納税者の1回当たりの納税額が少なくなり負担が緩和される。

また、納税者が納税するために金融機関や市町の窓口に出向く手間が省け、納め忘れて滞納したり延滞金がかかる心配がないなど、納税者の利便性が向上される。

- ・ 事業者においては、既に特別徴収を実施している事業者と未実施の事業者との税の賦課徴収の公平性が確保される。また、給与所得者においては、普通徴収による納付の場合には滞納につながるケースもあることから、特別徴収の完全実施により、徴収方法の違いから生じている税負担の格差が解消され、公平性が確保される。

③ 滞納の未然防止による税收確保

普通徴収の徴収率は94.1%であるが、特別徴収による徴収率は99.9%であり、滞納の未然防止により徴収率の向上と滞納繰越額の縮減が図られる。

● 個人住民税の特別徴収・普通徴収別の徴収率、滞納繰越額（現年課税分）（単位：%、千円）

年度	特別徴収		普通徴収		合計	
	徴収率	滞納繰越額	徴収率	滞納繰越額	徴収率	滞納繰越額
24年度	99.9	87,100	94.1	1,734,727	98.0	1,821,827
21年度	99.8	132,437	92.2	2,790,448	97.0	2,922,886

出典：各市町からの報告数値

（４）取組実施による税收効果試算

「平成25年度市町村税課税状況等の調」（総務省調査）によると、平成25年度の本県全体の普通徴収分の課税額のうち、給与所得者に対する個人市町村民税の課税額は9,401百万円であり、県内各市町に平成24年度現年課税分の徴収率を照会したところ、全体で98.0%、そのうち普通徴収分は94.1%、特別徴収分は99.9%となっており、特別徴収分が5.8ポイント上回っている。

《 試算 》

給与所得者に対する普通徴収分の個人市町村民税の課税額は9,401百万円で、普通徴収に係る給与所得者（普通徴収分の徴収率94.1%）の収入見込額は8,846百万円となる。これがすべて普通徴収から特別徴収に切り替わった（特別徴収分の徴収率99.9%）ものと仮定すると、収入見込額は9,392百万円となり、特別徴収に切り替わった増収効果として個人市町村民税分は約545百万円が期待できる。

また、個人県民税も約364百万円の増収効果となり、個人住民税全体で約909百万円の増収効果が期待できる。

3 参考資料

資料1 個人住民税特別徴収の完全実施に向けた取組スケジュール

	25年度			26年度												27年度						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7			
1 広報活動																						
(1) 啓発リーフレット、ポスター等の作成	●25年度作成分使用			←→ 県(本庁) ●リーフレット・ポスター作成			←→ 県(本庁) ●スイングポップ作成			●26年度作成分使用												
(2) ホームページへの掲載	←→ ●随時 掲載・更新 県(本庁)、市町																					
(3) 広報紙への掲載				←→ 県(本庁)、市町						←→			←→									
(4) テレビ、ラジオ等(広報番組)でのPR				←→ 県(本庁) (要請活動等について)												←→ 県(本庁) (実施通知について)						
(5) 記者クラブへの情報提供				←→ 県(本庁) (要請活動等について)												←→ 県(本庁) (実施通知について)						
2 要請活動																						
(1) 関係団体に対する制度周知及び協力要請				←→ 県(本庁) (県組織)			←→ 地方局、市町 (管内組織)															
(2) 未実施事業者に対する制度周知及び個別訪問				←→ 地方局・市町連名 ● 実施予告周知文書の送付			←→ 地方局、市町 ● 個別訪問															
3 説明会																						
(1) 年末調整説明会(各税務署管内)										←→ 地方局、市町												
(2) その他の説明会							←→ 地方局、市町 ● 関係団体主催研修会等での説明															
4 その他																						
(給与報告提出)	↔																					
(1) 実施予告通知書等の送付				←→ 市町 税額通知(26年度)						←→ 市町 ● 実施予告通知書の送付						←→ 市町 税額通知(27年度) ・実施通知						
(2) 公共調達等入札参加者資格への要件化	←→ ● 実施可能な市町は入札参加者資格への要件化に取組 市町																					
(3) 切替拒否事業者への対応	←→ 地方局・市町																					
(4) WG会議				←→									←→									
(5) 推進チーム会議	● 必要に応じて開催																					

資料2 広報用資材

県と市町が連携し、以下の広報用資材を使用して特別徴収完全実施の周知徹底を図る。

① リーフレット、ポスター

資料2-1：リーフレット（平成25年度）

資料2-2：ポスター（平成25年度）

② スイングポップ

③ 制度周知文書

資料2-3：関係団体への制度周知用（平成25年度）

資料2-4：管内関係団体への制度周知用（平成25年度）

資料2-5：各事業者への制度周知用（平成25年度）

※ 上記制度周知用文書については、適宜内容を修正の上使用するものとする。

事業主（給与支払者）の皆様へ

愛媛県と県内すべての市町からのお知らせです

個人住民税（県民税・市町村民税）を、
従業員の方が直接納めていませんか？

個人住民税の特別徴収について

① 事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である従業員等（給与所得者）に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、市町へ納入していただく制度です。

※ 地方税法第321条の4及び各市町の条例により定められています。

② 事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、原則すべての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

※ 従業員には、パート、アルバイト、役員などを含みます。

個人住民税の特別徴収は、
法令に定められた事業主の義務です。

平成27年度
から完全実施

愛媛県内の全市町は、
平成27年度から、個人住民税の特別徴収を一斉に完全実施します。

資料 2-1：リーフレット〔裏面〕（平成 25 年度）

① 特別徴収を実施していない事業主の皆様は、従業員の住所地の市町住民税担当課で特別徴収への切替に必要な手続きを行ってください。

② 特別徴収の場合、税額計算は市町で実施しますので、事業主の方は、給与から天引きして、そのまま市町に納めていただきます。

個人住民税の特別徴収の方法による納税の仕組み



事業主（給与支払者）の事務負担が増えるのではないですか？

所得税のように、税額の計算や年末調整を行う必要はありません。
 税額の計算は事業主の提出する給与支払報告書に基づいて市町で行い、従業員ごとの住民税額を各市町からあらかじめ事業主に通知しますので、その税額を毎月の給与から天引きし、翌月の10日までに各市町に納めていただくことになります。
 また、従業員が常時10人未満の事業所は、市町への申請により、年12回の納期を年2回とすることができます。（納期の特例）

従業員（納税義務者）のメリットはあるのですか？

普通徴収の納期が年4回（市町により異なります）であるのに対して、特別徴収は年12回の納期なので、従業員の1回あたりの納税額が少なくなり負担が緩和されます。
 また、従業員が納税するために金融機関や市町の窓口へ出向く手間が省け、納め忘れて滞納したり延滞金がかかる心配がありません。

<お問合せ先>

愛媛県内各市町住民税担当課
 愛媛県総務部管理局市町振興課
 愛媛県総務部行財政改革局税務課

各市町の窓口にお問合せ下さい。
 電話 089-941-2111(内線2214)
 電話 089-941-2111(内線2204)

愛媛県と県内全市町から
事業主の皆様
へのお知らせです!

平成27年度から
県内全市町一斉に
個人住民税の
特別徴収を
完全実施します。

法律で定められています!
従業員の個人住民税は地方税法により、特別徴収での納付が義務付けられています。

特別徴収への切替手続は、各市町の住民税担当課まで

お問合せ先

愛媛県内各市町住民税担当課
愛媛県総務部管理局市町振興課
愛媛県総務部行財政改革局税務課

TEL 089-941-2111 (内線2214)
TEL 089-941-2111 (内線2204)

団 体 各 位

愛媛県総務部長

個人住民税の特別徴収の完全実施について

平素から本県及び県内市町の税務行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、所得税の源泉徴収義務のある事業所は、地方税法第 321 条の 4 及び市町村の条例により、個人住民税（県民税・市町村民税）の特別徴収（給与天引き）が義務付けられていますが、県内の給与所得者の約 3 割が特別徴収されず、個人が納付書で直接納める普通徴収により納税されるなど特別徴収の実施が徹底されておられません。

このため、法令遵守と納税の公平性確保を図るためにも、全県的な特別徴収の完全実施に向けた取組が必要となり、県と県内の全市町では、給与所得者の個人住民税について、「平成 27 年度から、個人住民税の特別徴収を、全市町一斉に完全実施する」こととし、特別徴収の完全実施に向けて取り組んでおります。

つきましては、貴団体におかれましても、個人住民税の特別徴収の実施について御理解を賜りますとともに、誠に恐縮ですが、会員へ周知していただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

愛媛県総務部管理局市町振興課 TEL089-941-2111 (内線 2214)

愛媛県総務部行財政改革局税務課 TEL089-912-2204 (内線 2204)

※ 特別徴収の手続については、各市町の住民税担当課にお問い合わせください。

※ 資料 1 4 ページの Q & A を添付すること

個人住民税 特別徴収 Q & A

Q1 特別徴収とは何ですか？

A 個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を給与天引きし、納入していただく制度です。

Q2 特別徴収はしなくてはならないのですか？

A 所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税を特別徴収することが法律（地方税法第321条の4及び市町条例）により義務付けられています。

Q3 従業員は家族だけなので、特別徴収はしなくてもよいのでしょうか？

A 家族であっても特別徴収を行う義務があります。ただし、常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合は、特別徴収しなくても構いません。

Q4 従業員はパートやアルバイトであっても、特別徴収しなければなりませんか？

A 原則として、アルバイト、パート、役員等全ての従業員から特別徴収する必要があります。ただし、次の場合は特別徴収を行う必要はありません。

- 支給期間が1ヶ月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受けている場合等。

Q5 従業員の少ない事業所でも、特別徴収しなければなりませんか？

A しなければなりません。

ただし、従業員（納税義務者）が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に申請し承認を受けることにより年12回の納期を年2回にする制度（「納期の特例」）を利用することができます。

Q6 従業員の就退職の回数が多く、従業員には普通徴収にしてもらっているが今のままではいけないのでしょうか？

A 事業主（給与支払者）が特別徴収義務者となることは、法令（地方税法第321条の4）に定められています。事務が煩雑であることを理由に普通徴収とすることはできません。

Q7 特別徴収を拒否し、滞納した場合はどうなるのですか？

A 特別徴収義務者である事業主が特別徴収しない又は滞納した場合は、事業主あてに督促状が発送されます。督促状が発送された日から10日を経過しても納入が確認できない場合は滞納処分（差押）を受けることとなります。（市町から従業員本人へ請求することはできません。）

また、地方税法第324条第3項の規定により、10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処され、又は懲役及び罰金を併科されることがあります。

※ このQ & Aは、資料2-3～資料2-5の周知文書に添付

団 体 各 位

愛媛県〇〇地方局〇〇課長
〇〇市・町 〇〇〇課長
〇〇市・町 〇〇〇課長
〇〇市・町 〇〇〇課長
〇〇市・町 〇〇〇課長

個人住民税の特別徴収の完全実施について

平素から本県及び県内市町の税務行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、所得税の源泉徴収義務のある事業所は、地方税法第 321 条の 4 及び市町村の条例により、個人住民税（県民税・市町村民税）の特別徴収（給与天引き）が義務付けられていますが、県内の給与所得者の約 3 割が特別徴収されず、個人が納付書で直接納める普通徴収により納税されるなど特別徴収の実施が徹底されておられません。

このため、法令遵守と納税の公平性確保を図るためにも、全県的な特別徴収の完全実施に向けた取組が必要となり、県と県内の全市町では、給与所得者の個人住民税について、「平成 27 年度から、個人住民税の特別徴収を、全市町一斉に完全実施する」こととし、特別徴収の完全実施に向けて取り組んでおります。

つきましては、貴団体におかれましても、個人住民税の特別徴収の実施について御理解を賜りますとともに、誠に恐縮ですが、会員へ周知していただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

特別徴収の手続については、各市町の住民税担当課にお問い合わせください。

〇〇市役所 〇〇〇〇課 TEL 000-000-000 (内線) 000

〇〇市役所 〇〇〇〇課 TEL 000-000-000 (内線) 000

〇〇町役場 〇〇〇〇課 TEL 000-000-000 (内線) 000

〇〇町役場 〇〇〇〇課 TEL 000-000-000 (内線) 000

または、

〇〇地方局 〇〇〇〇課 TEL 000-000-000 (内線) 000

※ 資料 1 4 ページの Q & A を添付すること

〇〇〇〇〇〇 各位

愛媛県〇〇地方局〇〇課長
〇〇市・町 〇〇〇課長
〇〇市・町 〇〇〇課長
〇〇市・町 〇〇〇課長
〇〇市・町 〇〇〇課長

個人住民税の特別徴収の完全実施について

平素から本県及び県内市町の税務行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、所得税の源泉徴収義務のある事業所は、地方税法第 321 条の 4 及び市町村の条例により、個人住民税（県民税・市町村民税）の特別徴収（給与天引き）が義務付けられていますが、県内の給与所得者の約 3 割が特別徴収されず、個人が納付書で直接納める普通徴収により納税されるなど特別徴収の実施が徹底されておられません。

このため、法令遵守と納税の公平性確保を図るためにも、全県的な特別徴収の完全実施に向けた取組が必要となり、県と県内の全市町では、給与所得者の個人住民税について、「平成 27 年度から、個人住民税の特別徴収を、全市町一斉に完全実施する」こととし、特別徴収の完全実施に向けて取り組んでおります。

つきましては、特別徴収未実施の事業者様にあっては、別添リーフレットのとおり特別徴収を実施されますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

特別徴収の手続については、各市町の住民税担当課にお問い合わせください。

〇〇市役所 〇〇〇〇課 TEL 000-000-000 (内線) 000

〇〇市役所 〇〇〇〇課 TEL 000-000-000 (内線) 000

〇〇町役場 〇〇〇〇課 TEL 000-000-000 (内線) 000

〇〇町役場 〇〇〇〇課 TEL 000-000-000 (内線) 000

または、

〇〇地方局 〇〇〇〇課 TEL 000-000-000 (内線) 000

※ 資料 1 4 ページの Q & A を添付すること

資料3 個人住民税特別徴収にかかる関係指標

● 市町別の特別徴収実施率（給与所得者ベース）（平成24年度）

（単位：人、％）

市町名	給与所得者数 (A)	給与所得者のうち 特別徴収給与所得者数 (B)	給与所得者のうち 普通徴収給与所得者数 (A-B)	実施率 B/A
松山市	173,752	122,468	51,284	70.48
今治市	52,877	34,292	18,585	64.85
宇和島市	23,825	15,997	7,828	67.14
八幡浜市	11,841	7,965	3,876	67.27
新居浜市	42,626	32,915	9,711	77.22
西条市	37,842	27,724	10,118	73.26
大洲市	14,123	10,427	3,696	73.83
伊予市	12,016	8,523	3,493	70.93
四国中央市	33,557	27,157	6,400	80.93
西予市	11,441	8,292	3,149	72.48
東温市	11,068	7,967	3,101	71.98
上島町	2,057	1,360	697	66.12
久万高原町	2,335	1,575	760	67.45
松前町	10,352	7,357	2,995	71.07
砥部町	7,161	4,776	2,385	66.69
内子町	5,036	3,588	1,448	71.25
伊方町	2,841	1,870	971	65.82
松野町	1,129	798	331	70.68
鬼北町	3,035	2,225	810	73.31
愛南町	6,279	3,925	2,354	62.51
計	465,193	331,201	133,992	71.20

出典：平成24年度課税状況調

（注）「実施率」とは、給与所得者数（A）に占める特別徴収給与所得者数（B）の割合

● 市町別の特別徴収実施率（事業者ベース）（平成 24 年度）

（単位：者、％）

市町名	事業者数 (A)	特別徴収実施 事業者数 (B)	特別徴収未実施 事業者数 (A-B)	実施率 (B/A)
松山市	21,048	9,239	11,809	43.89
今治市	7,907	3,104	4,803	39.26
宇和島市	6,535	1,576	4,959	24.12
八幡浜市	2,107	959	1,148	45.51
新居浜市	5,734	3,074	2,660	53.61
西条市	5,674	3,098	2,576	54.60
大洲市	2,325	1,482	843	63.74
伊予市	4,014	2,180	1,834	54.31
四国中央市	3,567	2,319	1,248	65.01
西予市	2,995	1,100	1,895	36.73
東温市	3,998	1,891	2,107	47.30
上島町	385	213	172	55.32
久万高原町	782	261	521	33.38
松前町	3,942	1,971	1,971	50.00
砥部町	3,496	1,643	1,853	47.00
内子町	1,167	686	481	58.78
伊方町	719	302	417	42.00
松野町	333	223	110	66.97
鬼北町	720	429	291	59.58
愛南町	1,117	551	566	49.33
計	78,565	36,301	42,264	46.21

出典：各市町からの報告数値

（注）「実施率」とは、事業者数（A）に占める特別徴収実施事業者数（B）の割合

※ 事業者数（A）：登録事業者のうち所得税課税者のいる事業者数

※ 特別徴収実施事業者数（B）：特別徴収税額を通知している事業者数

● 個人住民税の特別徴収・普通徴収別の徴収率、滞納繰越額

(平成24年度：現年課税分)

(単位：%、千円)

市町名	特別徴収		普通徴収		合 計	
	徴収率	滞納繰越額	徴収率	滞納繰越額	徴収率	滞納繰越額
松山市	99.9	34,740	93.3	756,902	97.8	791,642
今治市	99.9	6,918	94.0	273,767	97.5	280,685
宇和島市	99.9	930	95.6	65,001	98.5	65,931
八幡浜市	99.9	2,117	95.8	35,071	98.4	37,188
新居浜市	99.8	11,040	92.9	141,549	98.4	152,589
西条市	99.9	3,026	94.1	140,210	98.1	143,237
大洲市	99.9	706	93.8	43,674	98.2	44,380
伊予市	99.9	1,345	95.4	34,748	98.3	36,093
四国中央市	99.8	8,322	92.7	106,898	98.3	115,220
西予市	99.9	349	97.3	18,943	99.0	19,292
東温市	99.1	14,743	95.2	29,874	98.1	44,617
上島町	99.9	217	97.6	3,956	99.0	4,173
久万高原町	100.0	0	97.5	2,888	99.3	2,888
松前町	99.9	1,225	97.1	19,978	99.0	21,203
砥部町	99.9	963	96.1	15,431	98.7	16,394
内子町	99.9	71	96.3	7,991	98.9	8,061
伊方町	100.0	0	95.0	8,296	98.3	8,296
松野町	100.0	0	95.5	2,203	98.5	2,203
鬼北町	100.0	0	97.5	3,311	99.3	3,311
愛南町	99.9	388	94.5	24,036	97.8	24,424
計	99.9	87,100	94.1	1,734,727	98.0	1,821,827

出典：各市町からの報告数値

資料4 関係法令

● 地方税法第321条の3

(給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収)

第三百二十一条の三 市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（支給期間が一月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該市町村内に給与所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

2 前項の給与所得者について、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、市町村は、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収することができる。ただし、第三百十七条の二第一項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市町村は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 第一項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第三百二十一条の七の二第一項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢六十五歳以上の者である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

● 地方税法第321条の4

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第三百二十一条の四 市町村は、前条の規定によつて特別徴収の方法によつて個人の市町村民税を徴収しようとする場合においては、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。）のうち所得税法第百八十三条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合においては、当該市町村の長は、前条第一項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額（同条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定によ

り読み替えて適用される同条第二項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額)を合算した額(以下この節において「給与所得に係る特別徴収税額」という。)を特別徴収の方法によつて徴収する旨を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知しなければならない。

- 2 市町村長が前項後段の規定によつて特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に対してする通知は、当該年度の初日の属する年の五月三十一日までにしなければならない。
- 3 第三百十七条の六第一項の規定によつて提出すべき給与支払報告書が同項の提出期限までに提出されなかつたことその他やむを得ない理由があることにより、市町村長が前項に規定する期日までに第一項後段の規定による通知をすることができなかつた場合にあつては、当該期日後において当該通知をすることを妨げない。ただし、次条第一項の規定によつて当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月までの間において給与所得に係る特別徴収税額を徴収することが不適当であると認められる場合においては、この限りでない。
- 4 第一項の場合において、同一の納税義務者に対して給与の支払をする者が二以上あるときは、市町村は、当該市町村の条例によつてこれらの支払をする者の全部又は一部を特別徴収義務者として指定しなければならない。この場合において、特別徴収義務者として二以上の者を指定したときは、給与所得に係る特別徴収税額をこれらの者が当該年度中にそれぞれ支払うべき給与の額にあ(、)ん(、)分して、これを徴収させることができる。
- 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の四月三十日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者(所得税法第百八十三条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の十日(その支払を受けなくなつた日が翌年の四月中である場合には、同月三十日)までに、前条第一項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、市町村は、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させるものとする。ただし、当該申出が翌年の四月中にあつた場合において、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させることが困難であると市町村長が認めるときは、この限りでない。
- 6 第一項後段の規定は、前項本文の場合について準用する。

● 地方税法第 321 条の 5

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第三百二十一条の五 前条の特別徴収義務者は、同条第二項に規定する期日までに同条第一項後段(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の十二分の一の額を六月から翌年五月まで、当該期日後に当該通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に

納入する義務を負う。ただし、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下である場合には、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を最初に徴収すべき月に給与の支払をする際その全額を徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。

- 2 前項の特別徴収義務者は、前条の規定によつてその者が徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市町村民税の納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなつた場合においては、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額（前項の規定によつて特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下この項、次項及び第三百二十一条の六第二項において同じ。）は、これを徴収して納入する義務を負わない。ただし、その事由が当該年度の初日の属する年の六月一日から十二月三十一日までの間において発生し、かつ、総務省令で定めるところによりその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の一月一日から四月三十日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の五月三十一日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を徴収し、その徴収した月の翌月十日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。
- 3 前項の場合においては、特別徴収義務者は、総務省令で定めるところにより、給与の支払を受けないこととなつた納税義務者の氏名、その者に係る給与所得に係る特別徴収税額のうち既に徴収した月割額の合計額その他必要な事項を記載した届出書を当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長に提出しなければならない。
- 4 前条の規定によつて、他の市町村内において給与の支払をする者が特別徴収義務者として指定された場合においては、当該特別徴収義務者は、その納入すべき納入金を当該他の市町村内に所在する銀行その他の金融機関で当該市町村が指定して当該特別徴収義務者に通知したものに払い込むものとする。この場合においては、当該特別徴収義務者が当該通知に係る金融機関に払い込んだ時に、当該市町村にその納入金の納入があつたものとみなす。
- 5 市町村の指定した特別徴収義務者が国の機関である場合における第三百二十六条第一項の規定の適用については、当該特別徴収義務者が給与所得に係る特別徴収税額に係る納入金に相当する金額の資金を日本銀行に交付して納入金の払込みをした時において当該市町村に納入金の納入があつたものとみなす。

● 地方税法第 321 条の 5 の 2

（給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例）

第三百二十一条の五の二 第三百二十一条の四の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの（給与の支払を受ける者が常時十人未満であるものに限る。以下この項において「事務所等」という。）につき、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長の承認を受けた場合には、六月から十一月まで及び十二月から翌年五月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間）に当該事務所等において支払つた給与について前条第一項の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、同項の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月十日までに当該市町村に納入することができる。前条第二項ただし書の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額についても、同様とする。

- 2 前項の承認の取消し、当該取消しがあつた場合の納期の特例その他給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関し必要な事項は、政令で定める。

● 地方税法第 321 条の 6

(給与所得に係る特別徴収税額の変更)

第三百二十一条の六 市町村長は、第三百二十一条の四第一項から第三項まで（同条第六項において同条第一項後段の規定を準用する場合を含む。）の規定によつて給与所得に係る特別徴収税額を通知した後において、当該給与所得に係る特別徴収税額に誤りがあることを発見した場合その他これを変更する必要がある場合においては、直ちに当該給与所得に係る特別徴収税額を変更して、その旨を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税者に通知しなければならない。

- 2 特別徴収義務者が前項の通知を受け取つた場合においては、その通知を受け取つた日の属する月以後において徴収すべき月割額は、同項の規定によつて変更された額に基づいて、当該市町村長が定めるところによらなければならない。

● 地方税法施行規則第 9 条の 5

(特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出義務)

第九条の五 法第三百二十一条の五第三項に規定する届出書は、同条第二項の事由が発生した日の属する月の翌月の十日までに提出しなければならない。ただし、当該事由が四月二日から五月三十一日までの間に生じた場合における当該事由が生じた者に係る市町村民税を当該年度から新たに特別徴収の方法によつて徴収すべき市町村の長に対する当該届出書の提出は、法第三百二十一条の四第一項後段の規定による通知のあつた日の属する月の翌月の十日までとする。

● 所得税法第 183 条

(源泉徴収義務)

第百八十三条 居住者に対し国内において第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

- 2 法人の法人税法第二条第十五号（定義）に規定する役員に対する賞与については、支払の確定した日から一年を経過した日までにその支払がされない場合には、その一年を経過した日においてその支払があつたものとみなして、前項の規定を適用する。

● 所得税法第 184 条

(源泉徴収を要しない給与等の支払者)

第百八十四条 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者は、前条の規定にかかわらず、その給与等について所得税を徴収して納付することを要しない。